

建築基準法に関する特定行政庁の指定等について

栃木市都市建設部建築指導課
令和5年4月1日現在

建築基準法、建築準法施行令、 建築基準法に基づく告示、関係法令		適用	指定日(最終)		施行日(最終)	備考
法第7条の3	建築物に関する中間検査	構造及び規模、特定工程	令和2年4月14日	栃木市告示第183号	令和2年4月29日	
法第22条 第1項	屋根の構造	栃木市全域	平成22年3月29日	栃木市告示第245号	平成22年3月29日	
法第39条 第1項	災害危険区域	栃木県建築基準条例第4条 急傾斜地崩壊危険区域:県指定	令和1年10月11日	栃木県条例第15号	令和1年10月11日	とちぎ土砂災害警戒区域マップ
法第40条	地方公共団体の条例による制限の附加	栃木県建築基準条例	令和1年10月11日	栃木県条例第15号	令和1年10月11日	
法第41条 第1項	法第6条第1項第四号の区域外における制限 の緩和	—	—	—	—	
法第42条 第1項	幅員6m以上の道路の指定区域	—	—	—	—	
法第42条 第2項	法第42条第2項道路の指定	都市計画区域に指定された際に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満1.8m以上の道	平成22年3月29日	栃木市告示第246号	平成22年3月29日	
法第42条 第3項	法第42条第3項道路の指定	—	—	—	—	
法第43条 第2項	敷地等と道路との関係	栃木県建築基準条例第7条	令和1年10月11日	栃木県条例第15号	令和1年10月11日	
法第43条の2	法第42条第2項道路の制限の附加	—	—	—	—	
法第46条 第1項	壁面線の指定	—	—	—	—	
法第49条 第1項	特別用途地区	栃木環状線沿道サービス特別用途地区	平成30年3月16日	栃木市条例第22号	平成30年4月1日	施行日(当初) 昭和51年3月1日
法第49条 第2項	特別用途地区の制限の緩和	—	—	—	—	
法第49条の2 第1項	特定用途制限地域	—	—	—	—	
法第50条 第1項	用途地域等における建築物に対する制限	—	—	—	—	
法第52条 第1項第1号	第一種低層住居専用地域内の容積率	6/10、8/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第52条 第1項第2号	各用途地域内の容積率	20/10、30/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第52条 第1項第3号	商業地域内の容積率	40/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第52条 第1項第4号	工業地域内又は工業専用地域内の容積率	20/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第52条 第1項第7号	用途地域の指定のない区域の容積率	20/10	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	
法第52条 第2項第1号・第2号	前面道路の幅員に乗じる数値	4/10	—	—	—	
法第52条 第2項第3号	用途地域の指定のない区域の前面道路の幅員に乗じる数値	6/10	—	—	—	
法第52条 第4項	地盤面を別に定める条例	—	—	—	—	
法第52条 第8項	容積率制限の上限等の数値	—	—	—	—	
法第53条 第1項第1号	各用途地域内の建ぺい率	4/10、5/10、6/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第53条 第1項第2号	各用途地域内の建ぺい率	6/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第53条 第1項第3号	近隣商業地域内の建ぺい率	8/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第53条 第1項第5号	工業地域内の建ぺい率	6/10	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第53条 第1項第6号	用途地域の指定のない区域の建ぺい率	6/10	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	
法第53条 第3項第2号	角地等の緩和指定	市建築基準法施行細則第24条	令和1年12月20日	栃木市規則第26号	令和1年12月20日	
法第54条 第2項	外壁の後退距離	—	—	—	—	
法第55条 第1項	建築物の高さの限度	10m	平成28年8月1日	栃木市告示第290号	平成28年8月1日	
法第56条 第1項第1号	道路斜線制限 法別表第3(ハ)	20m				
法第56条 第1項第1号	用途地域の指定のない区域の道路斜線制限 法別表第3(ニ)5	1.5	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	
法第56条 第1項第2号イ	各用途地域内の隣地斜線制限	1.25	—	—	—	
法第56条 第1項第2号二	用途地域の指定のない区域の隣地斜線制限	1.25	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	

建築基準法に関する特定行政庁の指定等について

栃木市都市建設部建築指導課
令和5年4月1日現在

建築基準法、建築準法施行令、 建築基準法に基づく告示、関係法令		適用	指定日(最終)		施行日(最終)	備考
法第56条の2 第1項	日影規制	栃木県建築基準条例第43条	令和1年10月11日	栃木県条例第15号	令和1年10月11日	
法第68条の2 第1項	地区計画等の区域	21地区	令和3年9月27日	栃木市条例第59号	令和3年9月27日	
法第69条	建築協定	—	—	—	—	
法第85条の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和	—	—	—	—	
令第32条 第1項第1号	指定する区域	—	—	—	—	
令第32条 第2項	地下浸透方式について指定する区域	—	—	—	—	
令第42条 第1項	地盤が軟弱な区域	—	—	—	—	
令第46条 第4項表3(2)	強い風の区域	—	—	—	—	
令第80条の3	土砂災害特別警戒区域	県指定				とちぎ土砂災害警戒区域マップ
令第86条 第2項	多雪区域	—	—	—	—	
令第86条 第3項	垂直積雪量	30cm 市建築基準法施行細則第25条	令和1年12月20日	栃木市規則第26号	令和1年12月20日	
令第87条 第2項 H12建告1454号第2	基準風速	30m/s	—	—	—	
令第87条 第2項 H12建告1454号第1	地表面粗度区分	Ⅲ	—	—	—	
令第88条 第2項	地盤が著しく軟弱な区域	—	—	—	—	
S62建告1897	地盤が軟弱な区域	—	—	—	—	
平成12年 建設省告示1347号	凍結深度	—	—	—	—	凍結深度を定めた地域はありませんが、建築地の実況に合わせた適切な設計を行ってください。

用途地域の指定のない区域における容積率及び建ぺい率等の決定及び告示の抜粋

建築基準法、建築準法施行令、 建築基準法に基づく告示、関係法令		適用	指定日(最終)		施行日(最終)	備考
法第52条 第1項第7号	容積率	20/10	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	
法第52条 第2項第3号	前面道路の幅員に乗じる数値	6/10	—	—	—	
法第53条 第1項第6号	建ぺい率	6/10	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	
法第56条 第1項第1号	道路斜線制限	1.5	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	
法第56条 第1項第2号二	隣地斜線制限	1.25	平成23年9月30日	栃木市告示第330号	平成23年10月1日	
市開発許可等審査基 準第8条	建築物の高さの限度 (市街化調整区域)	10m	平成30年9月25日	栃木市告示第318号	平成30年9月25日	